

# 中国製造物責任の研究（三）

## 目次

### 序論

第一章　中国における製造物責任法の生成及び展開

第一節　製造物責任に関する立法の変遷及びその背景

第二節　「中華人民共和国品質量法」の特徴

第三節　中国の製造物責任法及び関連法制度の全貌

第四節　中国製造物責任法の形成における諸外国の立法及び学説の影響  
第二章　中国における製造物責任の法的性質の研究

第一節　製造物責任法的性質の研究

第二節　製造物責任の契約責任構成

第三節　製造物責任の不法行為責任構成（以上一八一号）

第四節　製造物責任における請求権競合

洪

庚

明

第三章 製造物、欠陥及び証明責任

第一節 製造物の定義及び範囲

第二節 欠陥の定義及び判断基準（以上本号 つづく）

第三節 責任要件と証明責任

第四章 損害賠償

第一節 人身損害の賠償

第二節 財産損害の賠償

第三節 製造物責任保険及びその他の被害救済制度

第五章 製造物責任訴訟

第一節 責任主体

第二節 免責事由と抗弁

第三節 責任期間と消滅時効

第四節 製造物責任における紛争処理

結語

## 第四節 製造物責任における請求権競合

### 一 諸外国の製造物責任における請求権競合の意義

現代製造物責任法における厳格責任が誕生する前に、欠陥製品による消費者被害を救済するために、製造者の責任について、各国ではいろいろな責任法理が検討された。これらの責任法理は構成要件や、賠償範囲において異なつており、消費者に十分な保護を与えるために、各国の製造物責任法は請求権競合を認めるのが一般的である。

アメリカでは、製造者の厳格責任が確立されたものの、加害者の故意が証明された場合、懲罰的な賠償が認められるため、訴訟実務において、被害者側は厳格責任と併せて、同時に過失責任を訴訟原因として主張することが少なくない。<sup>(1)</sup>また、経済的な損失については、保証責任の構成の方が被害者にとって有利なため、保証責任と厳格責任との競合も考えられる。<sup>(2)</sup>

EC諸国において、欠陥製品による損害賠償責任の根拠は、瑕疵担保責任や過失責任及び厳格責任など多岐にわたりており、製造者の厳格責任を認めた「EC指令」も各国従来の責任法理に基づく被害者の請求権に影響しないことを明確に定め、請求権の競合を認めている。<sup>(3)</sup>

日本では、従来の判例通説は請求権競合を認めており、学説の多くもそれを支持している。<sup>(4)</sup>そのため、日本の製造物責任法において、製造者の厳格責任が設けられているものの、その規定は従来の不法行為責任、瑕疵担保責任及び債務不履行責任などの責任法理を排除するものではないと解されている。一般的に、製造物責任における厳格責任はほかの責任法理より被害者にとつて有利であるが、製造物責任の責任主体は製造者に限られている上、三年

間の短期消滅時効は債務不履行の十年間の消滅時効より短いことや、十年間の責任期間が一般不法行為における二〇年間の除斥期間より短いことなどから、請求権競合の意義がある。

そのほか、被害者と直接な契約関係のある小売業者の責任について、アメリカやフランスなど厳格責任を適用する国もあるが<sup>(6)</sup>、「EC指令」及び日本の「製造物責任法」において、小売業者の厳格責任は原則上認められていないため<sup>(7)</sup>、被害者は販売者に対して契約責任または不法行為責任に基づいて損害賠償を請求するしかなく、有利な責任構成を選べる請求権競合理論は、被害者の救済にとって重要な意義を有している。

## 二 中国における請求権競合の意義

### 1 請求権競合をめぐる立法、判例及び学説の現状

中国の「民法通則」において、債権は民事権利の一種として、第五章の「民事権利」に設けられており、その発生の原因として、契約や不当利得及び事務管理が挙げられている。これに対し、不法行為は債権の原因としてではなく、民事責任の発生原因として、第六章「民事責任」の中で、契約不履行責任と並列して規定されており、民事責任の要件も統一されている。そのため、契約責任に基づく請求権と不法行為責任に基づく請求権との競合を認め る意義はあまり大きくなない。

また、中国では、「民法通則」における民事責任規定が不完全なため、民事責任に関する特別法が数多く存在し、責任の構成要件や損害の範囲及び消滅時効について個別な規定が設けられている。判例実務では、こうした特別法が優先的に適用され、請求権の競合は長い間に認められなかつた。債務者の加害性給付による債権者の財産損害や

契約当事者間の不法行為による財産損害については、通常契約責任に基づいて処理され、不法行為上の請求権は認められなかつたが<sup>(9)</sup>、医療過誤や食中毒及び交通事故など人身損害について、当事者間の契約の有無を問わず、ほとんどが不法行為責任として処理されている。<sup>(10)</sup>

一九八九年六月、最高人民法院は二つの訴因（請求権）が存在する涉外事件の受理について、「被告の行為が同時に契約違反と不法行為を構成する場合、原告は両者の中から、自分に有利な訴因を選んで訴訟を提起することができます。管轄権のある裁判所はその他の訴因の存在を理由に受理を拒むことができない」という通達を出し、請求権の競合を初めて認めた<sup>(11)</sup>。しかし、この通達は涉外民事訴訟に関するものであるため、国内の民事訴訟には影響が及ばなかつた。

一九九九年十月に施行された「中華人民共和国契約法」一二二条は、「当事者一方の違約行為により、他方の人身、財産権利は損害を受けた場合、被害者は本法に基づいて加害者の違約責任を追及すること、またはその他の法律に基づいて不法行為責任を追及することのどちらかを選択する権利がある」と定め、請求権競合を初めて明確に認めた。この規定は今までの判例実務の傾向を完全に否定したもので、今後の判例の動向が注目される。

伝統的な民法における債務不履行責任と不法行為責任とでは、当事者の立証責任や請求権消滅時効期間、過失相殺の可否または損害賠償の範囲が異なるため、請求権の競合を認めるか否かによって、結果は大きく異なつてくる。しかし、中国の「民法通則」においては、契約責任と不法行為責任は「民事責任」として統合されており、民事責任の負担方式及び消滅時効についても共通な規定が適用されているため、契約責任の構成と不法行為責任の構成の効果はかなり接近している。

中国において、同一の事実が複数の法規範の構成要件を満たす場合に生ずる民法上の責任競合に対する研究は、

「民法通則」が成立した後に始まつたもので、研究の歴史はまだ浅く、理論的な成熟度も低い。そのため、日本民法における法条競合説や請求権競合説及び請求権規範統合説といった学説は中国の学者に大きな影響を及ぼしている。

中国では、被害者の完全な救済を重視するために、多くの学者は請求権競合説を唱えている。<sup>(13)</sup>しかし、請求権の競合による法体系の混乱を避けるために、請求権競合説を主張する学者でも、請求権の競合を財産損害の場合に制限し、人身損害については不法行為責任を適用すべきであると主張している。<sup>(14)</sup>

これに対して、一部の学者は債権者による請求権の自由選択は特別法規範の目的を妨げる危険性があることを理由に、請求権の基礎となる法規範の目的に基づいて債権者の選択を制限することを主張している。<sup>(15)</sup>このような請求権規範統合説は結果的に、制限付きで請求権の競合を認める請求権競合説と同じである。

そのほかに、一部の学者は「民法通則」における民事責任規定の特殊性を理由に、責任競合の意義を否定している。その説によれば、一つの行為が債務不履行と不法行為との両方の要件を満たしたとき、その行為によつてもたらされた損害の結果は契約上の損害範囲内に止まる場合は、契約責任によつて処理すべきであり、人身損害など契約上の損害範囲を超えた場合は、不法行為責任によつて処理すべきであるという。<sup>(16)</sup>この説は責任競合の必要性を完全に否定する点では法条競合説と似ているが、契約関係の有無ではなく、損害の結果によつて責任構成を決めることに特徴がある。

このように、中国ほとんどの学者は被害者保護の観点から、判例実務における請求権非競合説を批判しているが、被害者に複数の請求権を認めることによる既存法体系の混乱を恐れて、請求権の競合を認めながら、請求権の選択にいろいろな制限を加えている。しかし、請求権の選択に制限を加えれば、請求権競合の意義が薄くなり、法条競

合説に近づいてしまうという矛盾が生じている。

## 2 中国の製造物責任法における請求権競合の検討

中国では、請求権競合に関する検討はなされているものの、人身損害について契約責任の適用を主張する学者はほとんどいないため、製造物責任における請求権の競合もほとんど論じられていない。個別の学者は欠陥製品による被害についても、複数の請求樁を選択できることは被害者にとって有利と主張しているが、<sup>(17)</sup>現行法規定及び裁判実務における請求権競合の意義を明確に示していない。請求権競合問題は一つの事実に対しても、異なる責任法理における責任要件や立証責任、損害賠償の範囲及び消滅時効など法規定の違いによって生じたものであるため、中国の製造物責任における請求権競合の意義を検討する場合、現行の責任法理を分析しなければならない。

「民法通則」において、契約責任構成と不法行為責任構成との効果がかなり接近していることは前にも論じたが、両者の間にはなお以下の違いが残っている。

まず、責任の構成要件が異なる。契約責任の場合は損害結果の発生を必要としない場合もあるが、<sup>(18)</sup>不法行為責任の構成には損害の発生は不可欠な前提条件とされている。<sup>(19)</sup>

次に、当事者の立証責任の分担が異なる。中国では契約責任も不法行為責任も原則として過失責任を取っているが、契約責任では債務不履行について債務者の過失が推定されるため、被害者にとって有利である。<sup>(20)</sup>

また、損害賠償の範囲も異なる。「民法通則」では、人身損害に関する賠償責任は六章三節の「不法行為の民事責任」に設けられているため、契約責任に基づく請求はできないと解されている。<sup>(21)</sup>これは人身損害に関する請求権競合を制限する理由でもある。

さらに、消滅時効に関する規定も異なる。「民法通則」では債権の侵害と物権の侵害についてともに二年間の消滅時効期間が定められているが、国際商品売買に関する特別法では四年間の消滅時効期間が適用されるなど時効の利益も存在する。<sup>24)</sup>

最後に、免責事由や訴訟の管轄も異なる。契約責任において、当事者は免責事由を約定できるのに対し、不法行為責任では法定の免責事由しか主張できない。そのほかに、債務不履行と不法行為訴訟の管轄も異なっている。<sup>25)</sup>

このように、中国では不法行為と契約責任との間に、請求権競合の意義は制限されたものの、まだ一定の意義が存在することは否定できない。しかし、製造物責任に限ってみれば、請求権の競合を認める意義は乏しいといわざるを得ない。

まず、責任要件及び立証責任に関しては、「産品質量法」では製造者または販売者の厳格責任が設けられているため、過失責任や過失推定責任が採られる契約責任や一般不法行為責任より厳格責任の方が被害者にとって有利であることは明らかである。

次に、損害賠償的方式及び範囲に関しては、「民法通則」と「産品質量法」との規定もほぼ同様である。<sup>26)</sup>人身損害の賠償範囲について、「産品質量法」三二条の規定は「民法通則」一一九条の規定に比べ、被害者が死亡した場合の「撫恤費」（死亡賠償金の一種、その詳細について第四章を参照）が追加された賠償項目であるが、判例実務において、死亡賠償金はすでに一般的に認められているため、請求権の根拠法理による賠償範囲の違いは存在しない。

さらに、請求権消滅時効に関しては、「民法通則」一三五条は、契約責任と不法行為責任の請求権消滅時効期間を二年間に統一しているが、人身被害または瑕疵担保責任について、一三六条は一年間の短期時効を定めている。<sup>27)</sup>

これに対して、「產品質量法」三三三条は欠陥製品による損害賠償請求権の消滅時効期間を二年間と定めており、「民法通則」の規定より、被害者に有利である。

このように、欠陥製品の被害者にとって、「產品質量法」の厳格責任法理に基づいて請求する方が明らかに有利であり、現行法規定では請求権競合の意義を見出せない。

「產品質量法」では、製品の瑕疵による経済的な損害について、販売者の賠償責任が定められており、「製品に欠陥が存在することにより、人の生命、身体、欠陥製品以外の財産に損害が生じた」場合のみ、製造者の賠償責任が生ずるのである。<sup>14)</sup>これについて、立法関係者は欠陥製品自身の損害及びそれによって生じた経済的な損失については契約責任に基づいて処理し、拡大財産損害及び人身損害についてのみ、厳格責任を適用すると解釈し、契約責任と厳格責任の競合を否定している。訴訟実務においても、欠陥製品による被害は欠陥製品自身の損害及び被害者の交通費や運送費用など「経済的損失」に限られる場合、「部分商品修理、交換または返品責任規定」など契約法規定に基づいて処理され、欠陥製品以外の財産損害又は人身被害が生じた場合のみ、製造物責任事件として「產品質量法」が適用される。製造物責任においてもっとも重要な人身損害の賠償について、請求権の競合を認めた判例は見られない。

中国の製造物責任法においては、契約責任法理などが発達していないうちに厳格責任法理が確立されたため、請求権競合の意義が薄い。しかし、製品の品質について、製造者または販売者は明示担保した場合、明示担保責任と厳格責任と競合する意義が考えられる。

製造者・販売者は製品の品質について、表示または説明を行った場合、その製品はこのような表示または説明に合致することを保証しなければならない。消費者がその表示または説明を信じて製品を使用したとき、製品の品質

は表示または説明された内容と異なるために、被害が生じた場合、製造者・販売者はその不実な表示または説明によって発生した損害を賠償する責任は明示担保責任である。厳格責任において、欠陥の有無は製品の通常な用途及び一般的な使用状況に基づいて判断されるため、製品の通常用途を逸脱した使用によつて損害が生じた場合、製造者または販売者は責任を負わない。しかし、このような非正常使用について、もし製造者または販売者は製品の表示または説明において、その安全性を保証した場合、製造者または販売者は明示保証責任に基づいて損害賠償責任を負担すべきである。このように、厳格責任の適用は困難な場合、明示担保責任に基づいて、消費者被害の救済を図ることができる。

中国の「消費者保護法」や「品質質量法」及び「広告法」において、事業者の広告、製品説明などによる商品またはサービスの品質に対する明示担保責任が設けられており、明示担保の違反による製造者、販売者及び広告掲載者の賠償責任も認められている。<sup>48</sup>しかし、中国では、明示担保責任に対する研究が不足しているため、その根拠法理や責任要件及び賠償範囲も明らかにされていない。特に、人身損害の賠償を不法行為責任に制限している中国の判例学説を考えれば、製品の性能が製造者または販売者の表示や広告と一致しないことによつて生じた人身損害について、被害者は明示担保責任に基づいて損害賠償を請求できるかどうかは明らかではない。

アメリカでは、製造者または販売者は広告などの方法により、製品の性能について不実な表示をした場合、厳格責任が認められており、その責任の根拠は契約関係ではなく、消費者の「正当な信頼」にあるとされている。私見では、中国において、明示担保の違反によつて製品の使用上危険が生じた場合、「説明・警告上の欠陥」と認定することも考えられるが、明示担保責任を契約責任から独立させ、人身損害の賠償に適用することも重要である。製造者または販売者の虚偽な品質表示による消費者被害について、明示担保責任と厳格責任に基づく請求権の競合を

認め、被害者に具体的な状況によつて有利な責任構成を選択させることは、被害者救済の可能性を広げる」となり、中国の消費者保護にとつて有益である。

## 注

- (1) 安田総合研究所『製造物責任』（有斐閣、一九八九）一七頁。
- (2) 保証責任について契約関係の要件は緩和されたが、その責任の根拠はやはり契約責任である。そのため、厳格責任では請求できない経済的損失について、保証責任に基づいて請求することができる。
- (3) 「EC 指令」一三条。
- (4) 我妻栄「事務管理・不当利得・不法行為」（日本評論社、一九八九）一三三頁、最判昭三八年一一月五日民集一七卷一一号一五一〇頁。
- (5) 升田純『詳解製造物責任法』（商事法務研究会、一九九七）六三五頁。
- (6) アメリカ第二次不法行為法リストメント四〇二A条、フランス民法改正一三八六条の七。
- (7) 「EC 指令」一条、三条及び日本の「製造物責任法」二条三項。
- (8) 例えば、交通事故または医療過誤の損害賠償について、一九九一年九月に公布された「道路交通事故処理弁法」または一九八七年六月に公布された「医療事故処理弁法」はそれそれ適用されている。
- (9) 索炳清ほか「合同責任与侵權責任競合及適用法律的思考」『審判研究』一九九六年六号六一頁。
- (10) 王利明ほか「合同責任与侵權責任競合の比較研究」『法学研究』一九八九年一号七四頁。
- (11) 一九八九年六月一二日に公布した「最高人民法院全国沿海地区涉外經濟審判工作座談会紀要」を参照。
- (12) 「民法通則」において、契約違反責任と不法行為責任はその六章「民事責任」にまとめられており、民事責任の負担方法も

統一されている。請求権消滅時効について、二年間という一般規定のほかに（一三五条）人身被害及び瑕疵担保責任などについて、一年間の短期時効期間が設けられている（一三六条）。

- (13) 王利明「論違約責任と侵權責任的競合」『法学評論』一九八八年四号三一頁、張新宝・前掲注(13)侵權行為法一二四頁。
- (14) 王利明『民法・侵權行為法』（中国人民大学出版社、一九九三）二三三頁、張新宝・前掲注(13)侵權行為法一二四頁。
- (15) 藍承烈「民法上の請求権競合芻議」『求是学刊』一九九五年一号五三頁、許洪臣「論侵權責任と違約責任の競合」『政法論壇』一九九七年六号八二頁。
- (16) 庄穆「論契約規範と侵權規範競合的理論及我国民法的突破」『法学与実践』一九八七年五号七六頁。
- (17) 劉文奇「產品責任法律制度比較研究」（法律出版社、一九九七）一一三頁。
- (18) 「民法通則」一二二条「違約金」責任の要件は契約違反の事実だけであり、損害の発生は必要としないとされている。王家福ほか『中國民法・民法債権』（法律出版社、一九九二）一四九頁。
- (19) 前掲注(18)民法債権二四四頁、前掲注(14)侵權行為法一三七頁。
- (20) 債務不履行責任について、債務者の過失が推定されるというのが通説である。王家福ほか『現代中國民法論』（法律文化社、一九九一）一四九頁。
- (21) 前掲注(14)侵權行為法二二八頁、前掲注(18)民法債権二四八頁。
- (22) 中国の「涉外經濟合契約法」三九条は、涉外契約について四年間の消滅時効を規定している。「中華人民共和国契約法」一九条もこれを再確認した。
- (23) 契約不履行について、「民事訴訟法」二四条は「被告の住所地または契約履行地の人民法院が管轄する」と定める一方、契約当事者による管轄裁判所の選択も認めている（二五条）。それに対し、不法行為訴訟について、二九条は「不法行為發生

地または被告の住所地の人民法院が管轄する」と定めている。

(24) 「民法通則」一一七条、「产品质量法」三二三条参照。

(25) 瑕疵担保責任の消滅時効について、一九九九年十月に実施された「中華人民共和国契約法」一五八条は二年間の時効期間に改めた。

(26) 「产品质量法」二八条、二九条。

(27) 李培伝『中華人民共和国产品质量法释義』（北京燕山出版社、一九九三）七六頁。

(28) 「消費者保護法」二二一条二項、「产品质量法」一四条三項、「広告法」九条、三八条。

(29) 第二次不法行為法リストメント四〇一二B条。

## 第三章 製造物・欠陥及び証明責任

### 第一節 製造物の定義および範囲

#### 一 製造物の定義

製造物責任法においては、一般的な不法行為責任より厳しい厳格責任が適用されるため、厳格責任の適用対象である製造物をどのように定義するかは、製造物責任法の意義を左右する重要な問題である。国の立法伝統及び消費者保

護政策の違いによって、各国の製造物責任法における製造物の定義及び範囲は異なっているが、製造物を「製造又は加工された動産」に制限するのが一般的である。

「EC 指令」二条において「製造物」は「第一次農産物および狩猟物を除くほか、すべての動産をいう」と定義されているが、その「前文」では「無過失責任は、工業的に生産された動産にのみ適用されるべきである」と定めている。日本の「製造物責任法」は製造物を「製造又は加工された動産をいう」と定義し、「製造又は加工」という制限をより明確にした。<sup>(1)</sup> アメリカにおいて、厳格責任の適用対象は「すべての製造物」と定められているが、そのコメント<sup>(2)</sup>では「加工される物」と説明している。

各国の製造物責任法において、製造物の範囲は「工業的に製造又は加工された動産」に限定される理由は、工業的に製造された製品はその製造・加工の過程において欠陥という危険性が作り出されることが多いこと、工業的に大量生産される製品に欠陥が生じた場合、その被害は広範囲に及ぶこと、また、こうして工業的に製造・加工された製品は、その構造が複雑化しているため、製品事故が発生した場合、従来の過失責任の法理では被害者の救済が困難であることが挙げられる。人為的な製造・加工が加えられていない自然物については、その危険性の発生について生産者が直接寄与していないため、厳格責任の適用対象から除外されている。

中国の「品質量法」二条は「本法において『產品』とは、加工又は製作を経て、販売に供される产品をいう」と定義規定を設けている。「產品」の定義規定の中に、「產品」用語自体が用いられたことについて、論理上の問題があると指摘されているが<sup>(3)</sup>、起草者によれば、この法律における「產品」とは、経済学上の「產品」概念に「加工・製作」又は「販売」など幾つかの制限を加えたものと解釈されている。<sup>(4)</sup> 「動産」概念が使われていない点を除き、この定義規定は「EC 指令」や日本の「製造物責任法」における製造物の定義規定とほぼ同様である。

物を「動産」と「不動産」に両分する分類法は、ローマ法に由来し、大陸法系に継承された後、今でも民法の中で重要な意義を有している。各国の製造物責任法において、「製造物」を動産に限定するのは、大量生産・大量消費される動産の欠陥による消費者被害が深刻化していることや、不動産と違つて、欠陥動産の被害者は製造者との間に直接な契約関係が存在しないことが理由と考えられる。

中国の民法学説において、物を動産と不動産とに分類する方法が認められている。<sup>(5)</sup>しかし、物権法の発展は遅れているため、民事立法において、「不動産」という用語が使われているが、「動産」という表現はほとんど見られない。<sup>(6)</sup>「品質質量法」一条は、不動産である建築物への適用を排除したにもかかわらず、製品の定義について、便利で分かりやすい「動産」概念を使わなかつたのは、こうした立法伝統の影響が考えられる。また、「品質質量法」において、品質管理制度が大きなウエートを占めており、法の性質には経済行政法の色彩が強いため、立法者は意図的に「動産」、「不動産」という民法上の財産分類を避け、昔の品質管理制度で一貫して使われてきた「產品」、「建工事」などの用語を採用したことも考えられる。<sup>(8)</sup>

中国では、一部の学者は「EC指令」の規定を根拠に、產品の定義規定に「動産」の採用を主張しているが、筆者の私見では、中国の品質質量法において、人為的な労働・行為が施されているかどうかに着眼する「加工・製作され、販売に供される產品」との定義規定は、法的な意味が確定されていない「動産」より厳密である。また、伝統民法における動産の概念は一般的に有体物を意味し、無体物を含まないが、製造物責任法理の発展につれて、その適用対象は有体物のほかに、電気などの無体物や不動産にも拡張したため、<sup>(10)</sup>「動産」という用語は必ずしも適切ではない。

## 二 製造物の範囲

製造物の具体的な範囲について、各国の法規定が異なっている。「EC指令」ではオプションとして設けられている「未加工農産物、狩獵物」について、EC諸国のは多くは対象外としているのに対し、ルクセンブルグやフランス、EFTAの多くの国々は厳格責任の適用を認めている。<sup>(4)</sup>日本の「製造物責任法」において、製造物は製造又は加工された動産と定義されただけで、その範囲に関する詳しい規定はないが、未加工の農産物、狩獵物は製造物の範囲から除外されたほか、「EC指令」では厳格責任の適用が認められている電気も製造物に含まないと解釈されている。<sup>(5)</sup>厳格責任の適用範囲がもつとも広く及んでいるアメリカ判例法において、未加工の農産物などは製造物に当たらないが、電気や不動産などが製造物に含まれるとされている。<sup>(6)</sup>このように、厳格責任の適用対象に関する各国の立法規定は必ずしも明確な論理に立脚するものではなく、各国の消費者保護政策などの立法政策の影響が大きい。

中国の「產品質量法」における「產品」の範囲について、起草者は「工業製品、手工業製品、農產品を含め、未加工の鉱物、一次農產品、一次牧畜產品及び水產品を除外する」と解釈している。<sup>(7)</sup>具体的には、「國家規準GB 7635-87「全國工農業產品（商品、物資）分類コード」」に基づいて判断され、アルファベット順で二十六種類に分類される工業產品及び農產品の内、A類の農產品、牧畜產品及び魚產品とB類の鉱產品、林木產品については、法の適用対象から除外される。<sup>(8)</sup>これは日本やEC諸国の多数の立法例と同様である。

製造物の範囲について、硬直的な行政上の分類規準ではなく、「加工・製作」及び「販売に用いる」という定義規定に基づいて、個別に検討すべきであると筆者は考える。「產品質量法」には製造物責任法の内容以外に、瑕疵

製品に関する契約責任規定や製品品質に対するマクロ管理規定などの内容も含まれているため、同法の適用対象である「製品」を分析する際にはこうした特殊性も考慮しなければならない。

### 1 製造物範囲の確定における「製造又は加工」の意義

製造物責任における厳格責任の論理的な根拠として、製品の製造過程で「不合理的な危険性」が生じたという帰責事由が必要である。人為的な加工処理を経ていない完全な天然物に厳格責任を適用することは、今まで主張されてきた厳格責任の根拠によつては正当化できない。そのため、各国の製造物責任法では、製造物は「製造又は加工された」物に制限されたのである。

しかし、各國の製造物責任法において、製造物の範囲を確定する上で極めて重要な「製造又は加工」の具体的な意味は必ずしも明らかにされていない。筆者は「製造または加工」の認定について、製造物が作られた過程で危険な欠陥が生じる可能性の有無に基づいて判断すべきであると考える。自動車や化学製品など自然界に存在しないものまたは原木や鉱物などの自然産物について、「製造または加工」の有無を認定することは簡単であるが、一定の加工が行なわれた天然物について、問題はやや複雑になる。筆者はこれらの物について、その加工過程で危険な性質が付加されたかどうかによって、「製造物」の認定を行なうべきであると考える。ミネラルウォーターのような大量に販売される天然物について、一般消費者は事業者を信用して製品の品質を検査せずに使用することが予想されるため、その天然物に固有する危険性についても事業者に厳格責任を負担させる必要がある。その場合の厳格責任の根拠は「製造または加工」過程で生じた危険性ではなく、消費者保護という法政策上の考量である。

### 1) 農産品・漁業產品及び牧畜產品における加工の意義

工業的な加工を経ずに自然のままの状態で売られる農産品、牧畜產品、水產品について、「製造物」に当たらないと解するのが一般的である。しかし、現代社会の商品流通過程では、これらの产品が消費者に渡されるまでに、何らかの「加工」が施された場合が多い。これらの产品について、単に「加工」の有無だけではなく、加工の程度や性質、加工と危険性との因果関係に基づいて、ケースバイケースに判断しなければならない。

日本では、これらの产品について、加熱、味付け、粉引きなどは加工にあたり、切断、冷凍、乾燥などは加工にあたらないと解釈されている。<sup>(註)</sup>しかし、農林畜水產品についての加工の意義は、これらの自然产品に人の手を加えることによって、本来存在しなかった欠陥が創出される可能性があるという点にある。そのため、個々の事案において「加工」を判断する際、その加工行為によって产品に危険な欠陥が生じたかどうかに注目すべきである。加熱や味付けなどによって产品の性質が変わり、欠陥が生じた場合は無論、切斷する際の病原菌汚染や冷凍温度の不十分による変質なども考えられるため、このような場合にも「加工」の存在を認めるべきである。これに対して、危険性の伴わない物の選別や包装などの行為は「加工」に当たらないと解すべきである。

農林畜水產品の中には人工的に栽培または養殖されるものも数多く存在しており、各国の製造物責任法はこれらの物を純天然产品と区別していない。しかし、現代の農林水産業の生産実態を考えれば、これらの产品を遠海の魚などの天然产品と区別する必要があると筆者は考える。現代的な農業生産方式の下で、農産物の育種から収穫までの成長過程において大量な化学肥料や農薬が使われ、養殖の家畜や水產品もほとんど人工飼料で育てられている。特に今日では、バイオテクノロジなど技術が開発され、農業、牧畜業及び漁業にわたり、遺伝子組み換え技術や放射能技術など広く運用され、工業化生産方式はすでに伝統的な家庭生産方式を取つて代わりつつある。こうして作

られた產品は天然物にない人体の健康を害する危険性を含むことが十分に考えられる。このように、人間が商業的な目的をもつて、栽培又は養殖などの「生産」行為を通じて、自然の產物の成長過程に介在した場合、その產物はもはや完全な「自然產物」ではなく、自然と人工によつて作られた「準製造物」と化したのである。このような「準製造物」について、その栽培または養殖行為を「加工」行為と認定し、厳格責任を適用することが考えられる。

中国では、ハチミツの中に國家規準を超える化学物質が検出された事件で、裁判所は、ハチミツは天然產品であり、中国の商品分類表では農產品に分類されていることを理由に、ハチミツの販売者に対する技術監督局の行政処罰を取り消した。<sup>(切)</sup> この事例は製造物の範囲に「天然產品」が含まれない判例としてしばしば引用されている。<sup>(四)</sup> しかし、この判例は、ハチミツの事業者に対する行政処罰の正当性に関するもので、製造物責任の対象を限定するものではない。この事例の中のハチミツは「製造物」に当たるかどうかを判断する場合、ハチミツの中に化学物質が混入された原因を究明しなければならない。その化学物質がハチミツの原料である花から蓄積された場合は別として、瓶詰めなどの加工過程で混入された場合は、その瓶詰めされたハチミツを「加工」された製品と認めるのは当然である。

また、中国では、健康食品として販売された蟻の粉末を服用した消費者が持病の喘息を起こして死亡した事件で、裁判所は、製品の説明書に喘息患者は服用不可などの注意事項が書かれていないことを「警告上の欠陥」にあたると認定し、製造者に合計二十三万元の損害賠償金の支払いを命じた。<sup>(四)</sup> この判決を巡つて、健康食品である蟻の粉末について、製造者に警告責任があるかどうか及び被害者の特異体质について議論が集中しているが、蟻を乾燥させ、粉にしただけの蟻の粉末は製造物責任にいう「製品」にあたるかどうかについてまつたく議論されなかつた。

この事例では、自然の生物である蟻を乾燥させ、粉末にした過程は「加工」といえるが、被害者死亡の原因是蟻

に対するアレルギー反応による喘息の急性発作とされており、蟻を乾燥、粉碎した「加工過程」とはまったく無関係である。したがって、この事件において、厳格責任を適用する理由は「製造または加工」という要件ではなく、通常食用されていない蟻の粉末を商品として販売する行為自体に求めるべきである。

## 2) 鉱物における製造又は加工の意義

石油や石炭などの鉱物も未加工の農林畜産品と同様に、自然の生成物であるため、それ自体は製造物責任法の対象に含まれないが、これらの鉱物に一定の加工行為が加えられた場合、厳格責任の適用も可能である。問題の焦点はどのような行為を「加工」と認定するかである。一般的に言えば、石炭の採掘やミネラルウォーターの瓶詰め作業など、鉱物を地下から採掘したり、包装したりすることだけでは物の性質を変えることはなく、「加工」に当たらない。これに対し、原油の分留や鉱石の精錬などの行為はこうした產品の性質を変え、危険な欠陥を生じさせる可能性があるため、「加工」と解される。

中国では石炭に混入された信管の爆発によつて使用者が負傷した事故に関する判例がある。この事件では石炭に信管が混入された原因が主な争点であつて、石炭が製品に当たるかどうかについて争われなかつたが、一審、二審とともに、石炭の生産者且つ販売者である炭鉱の厳格責任を認めた<sup>(21)</sup>。この判決を評証した学者は、対象の石炭は炭鉱労働者の採掘という生産活動によつてできたもので、石炭の採掘行為自体が「加工」に当たると解し、石炭を「品質量法」のいう「製品」に含まれるとの判決を支持している。<sup>(22)</sup>

この事件において、石炭は加工されることなく、そのままに販売されたため、その商品化程度は瓶詰めされるミネラルウォーターよりはるかに低く、厳格責任を適用する必要はないと思われる。本来安全なはずの石炭に爆発物が混入されたことについて、石炭の採掘または検査過程における炭鉱の過失は容易に推定できるため、厳格責任を適

用しなくとも被害者の救済は図られる。そのため、石炭の採掘行為を「加工」と認定することに筆者は同意できない。そこまで加工の意味を広げれば、農作物の収穫や漁業も「加工」と見なされ、結局、流通しているすべての自然物は「製品」の範囲に含まれる結果になる。これは、立法者が「製造又は加工」という制限を設ける目的に明らかに反する。

### 3) 臓器・血液及び血液製剤における製造又は加工の意義

人体臓器及び血液は製造物ではないが、人間の血液を原料として加工された血液製剤の使用によるエイズ感染や脳膜など人体臓器の一部を加工して移植に使つたことによる感染症は実際に発生しているため、これらのものが「製品」に当たるかどうかは重要な問題である。

アメリカでは「血液保護法」(blood shield statute)の成立によつて、血液に関する厳格責任の適用が制限され、「一九九六年製造物責任改革法」においても、人体の器官、血液、血液製剤は「製造物」に含まれていない。<sup>24)</sup>「EC指令」には明確な規定がないが、指令の起草者の解釈では血液製剤は製品に含まれるほか、医療機関などは営利目的で血液を提供した場合、血液についても指令を適用できるとされている。<sup>25)</sup>日本において、人間の臓器や血液自体は「製造又は加工された動産」にあたらないが、血液製剤は「製造物」に含まれると解されている。

中国の「产品质量法」では、人体の血液及び血液製剤について、明文の規定がなく、起草者の解説もこの問題を触れていない。中国では、輸血による肝炎やエイズの感染例は多発しており、欠陥血液製剤による被害も生じている。<sup>26)</sup>増え続ける輸血及び血液製剤による感染を食い止めるために、一九九六年に「血液製剤管理条例」が公布され、血液の採取及び使用に対して、厳格な行政管理制度及び厳しい行政処罰と刑事責任が設けられた。しかし、この条例では民事賠償責任は設けられておらず、欠陥血液製剤の被害者を救済するために、一部の学者は血液製剤を製品

と見なし、厳格責任の適用を主張している。<sup>28)</sup> 中国の裁判実務では輸血事故について、一般不法行為責任に基づいて処理されているが、血液製剤被害に関する訴訟事件はまだ報告されていない。

血液製剤はもともと自然界に存在しておらず、製薬会社による血液の採集、分離、冷凍又は加熱などの「加工過程」を経て初めて作られたのである。血液製剤の使用は人体の健康に大きな影響を及ぼすため、血液製剤の安全性について製薬会社が最高の注意義務を尽くさなければならない。血液製剤の加工に当たって、製造者は血液製剤に新たな危険性が生じないように注意するだけではなく、その固有する危険性についても、十分な注意を払ってそれを除去しなければならない。除去不可能な危険についても、製造者は「警告・指示」の義務を果たすべきである。したがって、血液製剤について、厳格責任を適用することは当然である。

血液及びその他移植用の人体臓器について、それらはもともと自然なもので、「製造物」と無縁である。しかし、現代医学の進歩に伴い、輸血や人体器官の移植はごく普通に行なわれており、医療の商業化によつて、血液や人体の臓器は「商品」としての性質も強くなつてゐる。特に、血液を分離して使用する成分輸血や角膜や脳膜など人体器官の一部を乾燥や冷凍保存して使用する場合、生体移植と異なる性質を有する。筆者は、血液またはその他の人体器官について、その採集、使用の態様などに基づいて、厳格責任の適用を判断すべきであると考える。臓器移植や緊急献血による輸血の場合、臓器または血液はドナーまたは献血者から直接提供されており、ドナー及び献血者は「製造者」に当たらないため、これらの臓器や血液も「製造物」に当たらない。血液や角膜などの人体器官に一定の加工を施し、商業的な目的で販売した場合、その加工の過程で生じた危険性または除去できなかつた危険性について、販売業者は厳格責任を負うべきである。

血液製剤について、その製造・販売は薬品会社によつて行われ、一般の薬品とまったく同様である。中国の「藥

品管理法」において、血液製剤は「薬品」に含まれており<sup>(30)</sup>、「品質量法」における「產品」には薬品も含まれるため、血液製剤について厳格責任を適用することは合理的である。中国では、日本のような医薬品副作用被害の救済制度がないため、欠陥血液製剤の製造者又は輸入者に厳格責任を適用することは被害者にとって唯一の救済手段である。

## 2 「販売に供される」の意義

中国の「品質量法」における「產品」の定義規定には「加工又は製作」のほかに「販売に供される」という制限もある。アメリカ「統一製造物責任モデル法」及び「一九九六年製造物責任改革法」において、「取引又は流通させるために製造される」ことが製品定義の一部とされており<sup>(31)</sup>、「EC指令」では「製品が経済的な目的で販売その他の方法により配布するために製造されたではない」ことは抗弁事由として定められ、厳格責任の適用範囲は実質上「販売された製品」に限られている。<sup>(32)</sup>しかし、日本の「製造物責任法」において、販売目的は製造物の定義規定に含まれていない。厳格責任の対象について、「製造物責任法」三条は製造業者の「引き渡したもの」と定めており、製造業者等の要件「業として」についても、立法関係者は「無償・有償、営利・非営利を問わない」と解釈している。<sup>(33)</sup>そのため、日本における厳格責任の適用範囲はより広く解釈できる。

製造物責任における厳格責任の根拠として、危険な製品を作り出し、利益を得る製造者にその製品の欠陥によるリスクを負担させる報償責任法理が挙げられる。また、大量生産・大量消費による欠陥製品被害の深刻化という嚴格責任誕生の背景を考えても、営利を目的とする大量販売行為の存在を厳格責任の適用条件にすることを理解できる。中国の立法関係者の解釈では、自家用生活用品や贈与品のほかに、「試用製品及び加工請負の特殊製品」は厳

格責任の対象「製品」の範囲から除外されている。<sup>(4)</sup>以下では、この四種類の製品における「販売」の要件について分析を進めたい。

### 1) 自家用生活用品について

「自家用生活用品」とは自家製の食品や日曜大工で作った家具などを指している。これらのものは主に家庭内の使用を目的に作られ、販売目的がないため、たとえ欠陥によってお客様などに被害が生じても、厳格責任を適用する必要がなく、一般不法行為責任によつて処理すべきである。また、企業が自社用の工作機器などを作つて企業内部で使用する場合も、個人の場合と同様に、販売行為にあたらないため、厳格責任を適用する必要がない。これらの工作機械の欠陥によつて従業員が人身被害を受けた場合、被害者は労働保険に基づいて救済できるほか、雇用契約に基づいて使用者の契約責任を追及することもできる。

中国では、かつて、生活消費品を製造する会社は自社製品を福利として、社員に無料配布或いは割引価額で販売することが一般化している。最近では、販売不振に陥った企業は販売促進の手段として自社の製品を給料の代わりに従業員に現物支給するケースも目立つていて。これらの場合、製品は直接に販売されていないが、企業側にとつて、製品を社員福利又は給料の代わりに支給することは、企業の現金支出を抑えるための現物給付であり、製品を販売することによつて、市場で製品の価値を実現することと根本的な違いはない。従つて、これらの場合において、欠陥製品の「販売」要件を認定し、企業の厳格責任を追及することができる。中国の判例実務において、社内福利品として販売された暖房器具の欠陥によつて、被害を受けた従業員が提起した損害賠償訴訟で、裁判所はその企業の厳格責任を認めた。<sup>(5)</sup>

### 2) 贈与品について

無償で贈与されたものについて、販売行為に当たらないのは明らかである。しかし、企業が製品宣伝のために無料で配布した広告品は販売行為の一環と見なすことが出来るため、厳格責任の適用を認めるべきである。「EC指令」七条において、「製品が経済的な目的で販売その他の方法により配布するために製造されたではない」ことが製造者の免責事由とされており、「販売」要件はやや広く解釈されている。「販売行為」の認定について、この規定を参考にすべきである。

### 3) 試用製品について

「試用製品」という用語について明確な定義がないため、新製品の開発段階で実験用に作られた試作品として理解することも可能だが、製品の販売促進手段として、一般消費者を対象に無料配布する完成した商品も含まれる。前者について、製品はまだ完成しておらず、その「試用」は研究開発者などごく一部の人間に限られているため、消費者に損害を与える危険性がなく、厳格責任を適用する必要はない。試用過程に生じた損害について、製造者と使用者の間の契約に基づいて処理することは合理的であろう。中国では、開発中の電気保温靴の試作品を鑑定する技術者はその靴を持ち帰つて着用した際、電気漏れによつて死亡した事件がある。<sup>59)</sup> その事件では製品がまだ完成していない上、被害者自身にも大きな過失があつたため、製造者の責任は免れた。

しかし、販売促進のための「試用製品」について、営利目的を伴う「贈与品」にあたり、厳格責任を適用することは当然である。中国の「契約法」では、試用期間つきの売買契約も認められており、買主は試用期間において売買目的物を自由に使用できるが、満了する前に契約を確認または破棄することもできる。<sup>60)</sup> この「試用売買」はクリンオフ制度と類似しているが、その目的物の製品は完成品であり、厳格責任の適用対象に含まれるのは言うまでもない。

#### 4) 加工請負の特殊製品について

製品加工に関する請負行為は役務にあたり、それによつて作られた製品の所有権は依頼主に帰属するため、「販売に供される」とは言えない。また、請負加工は依頼主の注文によつて行われ、完成した特定物も依頼主自身によつて使用されるため、請負加工された製品に欠陥が生じた場合は、被害は限られており、当事者間の契約に基づいて処理することができ、不法行為上の厳格責任を適用する必要はない。こうした製品が注文主によつて転売された場合は、「販売」の要件を備えたが、特定物であるために、瑕疵担保責任など契約責任の適用がなじみ易いと思われる。

以上の四種類製品以外のものについても、商業的（経済的）目的の有無に基づいて「販売」要件を判断すべきである。中国では、「販売に供される」の意味を広く解釈し、企業内部の現物支給や企業間の代物弁済及びリースその他の経済目的を伴う製品の占有移転も含める学説がある。<sup>(38)</sup> 現代商品流通形態の多様性を考えれば、このような広義的な解釈は欠陥製品による消費者被害の救済にとって必要不可欠である。

### 3 不動産の扱い

不動産に関しては、当事者間に直接的な契約関係が存在する上、不動産の瑕疵について建築業者の過失を証明することも比較的容易であるため、多くの国の製造物責任法は不動産を厳格責任の適用範囲から除外した。「EC指令」は商品流通の国際化を受け、加盟国間の法規制の均一化を図るもので、移動できない不動産に関する各国の国内法を統一する必要がない。日本の「製造物責任法」の立法過程において、不動産について厳格責任を適用した立法提案は多かつたが、最終的には、契約責任による救済になじむこと、第三者被害に対する土地工作物責任が存在

すること及び「ECC 指令」において不動産が含まれていないことを理由に、立法の対象から排除された。<sup>(40)</sup>これに対して、土地工作物責任による不動産の所有者の無過失責任に比べ、不動産の建築業者及び販売業者が過失責任しか負わないのは不公平だという学者の批判も高まっている。<sup>(41)</sup>アメリカでは、不動産に対する厳格責任の適用をめぐつて判例の意見は分かれているが、「統一製造物責任モデル法」などの立法案では、大量に建築された住宅の建築業者又は販売業者について厳格責任の適用が認められている。<sup>(42)</sup>

中国の「產品質量法」の起草過程において、不動産に当たる「建築物」は一時「製品」に含まれていたが、「產品質量法」二条はそれを適用範囲から除外した。その理由について、立法関係者は、不動産と動産との性質上の違いから、同様な品質管理を行うのは困難であること及び諸外国の製造物責任法においても不動産が除外されていることを挙げている。<sup>(43)</sup>これに対して、学者たちも厳格責任の適用対象から不動産を除外することに支持しているが、不動産を除外する理由についてほとんど言及されなかつた。

筆者は、大規模に建設・販売された建売住宅について、その規格の統一性及び販売形態の類似性から、動産と同じように厳格責任を適用することは考えられるが、一般的には、不動産に対しても厳格責任を適用する必要はないと考える。

まず、不動産の欠陥によつて被害が生じた場合は、契約責任に基づいて処理できるほか、複雑化した動産に比べ、不動産の欠陥は建築業者の過失と比較的に結び付きやすいため、厳格責任を適用しなくとも、一般不法行為責任による解決が可能である。また、中国では、建物の所有者または管理者の土地工作物責任について過失責任が適用されているため、欠陥不動産について厳格責任を適用しなくとも、日本のように、欠陥不動産の所有者が建築業者や販売業者より重い責任を負担するという不合理な現象は生じない。

次に、不動産について厳格責任が適用されなくても、建築材料や工場で製造されたプレハブパーツなどは工業的に製造された「製品」であるため、厳格責任の適用は可能である。アメリカや「EU指令」では動産が不動産に組み込まれても、その欠陥によって不動産に欠陥が生じた場合、動産の製造者は厳格責任を負うものとされており<sup>(48)</sup>、日本においても、建築材料の製造者の厳格責任が認められている<sup>(49)</sup>。中国の立法者も建築材料に対する厳格責任の適用を認めている<sup>(50)</sup>。中国の判例実務では、プレハブ部材の欠陥が原因で工事中の建築物が倒壊し、死傷者が出了した事件で、その欠陥のあるプレハブ部材の製造者の厳格責任が認められている<sup>(51)</sup>。また、建築物内に設置されたエレベーター扉のロック機構の故障が原因で使用者が死亡した事件では、エレベータの製造者の厳格責任も認められている<sup>(52)</sup>。

中国では、九〇年代から始まつた住宅配給制度の改革によって、商品化住宅の販売促進政策が進められてきた。しかし、住宅の商品化でピークを迎えた住宅の建設は、悪質業者による手抜き工事が後を絶たず、建築物の品質低下は大きな問題になつていて<sup>(53)</sup>。商品化住宅の購入を巡るトラブルは急増し、欠陥住宅の倒壊事故も度々発生している。中国建設省の統計によると、一九九二年から一九九六年までに全国で発生した建物倒壊事故は七九件で、死者者二六二人、重傷者二一八人にも上つた<sup>(54)</sup>。事故のほとんどは粗悪建築材料の使用または手抜き工事が原因と言われているため、建築材料の製造者の厳格責任を認めれば、建築物被害の救済に大きな意味がある。また、手抜き工事による被害について、工事業者の故意または過失の証明は比較的に容易である上、販売者の瑕疵担保責任の追及もできるため、厳格責任を適用する実益が乏しい。

#### 4 電気の扱い

電気の欠陥が原因で損害事故が生じた場合、当事者の間に契約が存在するため、製造物責任を適用する意味は薄

い。「EC 指令」において、電気について厳格責任が適用された理由は、動産に電気が含まれるイタリア民法との整合性を保つためと言わわれている。<sup>54)</sup>また、EC 理事会の解釈では、厳格責任の適用は「電気を製造する過程で生じた欠陥」に限られ、電気事故の多数を占める送電網の故障による被害は含まれない。アメリカでは、電気を製造物として扱うことに対し賛否両論があるが、「一九九六年製造物責任改革法」では電気、ガスは「製品」から除外された。<sup>55)</sup>日本の製造物責任法の立法過程においても、電気を製造物に入れる意見があつたが、結局、契約責任の追及ができるなどの理由から、電気への適用は除外された。<sup>56)</sup>

中国の「產品質量法」では、電気に関する規定がないが、一部の学者は欧米の製造物責任法の影響を受け、電気も製造物責任法の「製品」に含まれると主張している。<sup>57)</sup>しかし、電気の公共性及びその欠陥防止の困難さから、電気について製造物責任の適用を反対する意見もある。<sup>58)</sup>筆者は、電気には瞬時性及び無体性という特性があるため、欠陥の証明や責任期間などについて製造物責任法の適用は困難と考え、電気による損害について、特別法によつて処理することが望ましいと考える。

中国の「民法通則」二二三条は、高電圧の発電及び送電について、その高度な危険性に基づいて事業者の無過失責任を認めているが、その適用範囲は送電設備の故障による事故であり、電気自体の欠陥による損害は含まれない。<sup>59)</sup>一九九六年八月に制定された「住民ユーダー家電製品毀損処理弁法」は電気の欠陥による家電製品の被害に対する電力会社の無過失責任を初めて認めた。同「弁法」は、電気の「欠陥」による財産損害について、電力会社の厳格責任を認めた意義は大きいが、損害の範囲は家電製品自身の損害に限られており、人身損害及び家電製品の故障によるその他の拡大財産損害については、まったく触れていない。

中国では、電力供給の不足が長期化しているため、電圧の不安定や突然停電した場合の消し忘れによる家電製品

の破損事故が多発している。このような電気供給事情は、安全性の低い電化製品と相俟つて、度々人身事故を起こしている。

私見では、電気の「欠陥」が原因で家電製品が壊れ、それによつて生じた財産損害及び人身被害は、同一事故の延長線上にあるため、電力会社が同じ厳格責任に基づいて賠償責任を負担するのが当然である。「住民ユーザー家電製品毀損処理弁法」の適用範囲を拡大解釈し、拡大財産損害及び人身損害についても適用することは論理上可能だけではなく、消費者保護にとつても必要である。そのほかに、「弁法」において、請求権の消滅時効は七日間という極めて短い期間に制限されている点も大きな問題である。<sup>[60]</sup>筆者は、電気の特殊性を考慮すれば、「产品质量法」における二年間の消滅時効期間は長すぎるが、七日間では短すぎる。合理的な消滅時効を定めれば、電気の「欠陥」による人身、財産損害について厳格責任を適用することは十分可能である。

### 5 サービスの扱い

サービスについて、ブラジルの「消費者保護法」及び台湾の「消費者保護法」においては厳格責任が採用されているが<sup>[61]</sup>、多くの国の製造物責任法ではサービスは厳格責任の適用範囲から排除されている。「EU指令」では<sup>[62]</sup>、厳格責任は「工業的に生産された動産にのみ適用されるべき」として、役務であるサービスを除外しており、アメリカでも、単純な役務の提供には厳格責任の適用が認められていない。<sup>[63]</sup>

中国の「产品质量法」の起草段階では、サービス業を含む調整範囲の広い「質量法」にする意見があつたが、結局、製造過程の品質管理制度を強化するという立法目的から、立法範囲は強制的な品質規準のある实物製品に限定され、品質規準の定めにくいサービス業は対象外とされた。<sup>[64]</sup>しかし、中国の「消費者保護法」一二条は「消費者は

商品を購入もしくは使用し、又はサービスを受けることにより、人身又は財産上損害を受けた場合は、法より賠償を取得する権利を有する」と定め、同法一八条は「事業者は、その提供する商品又はサービスが人身又は財産の安全保障に係わる要求に適合することを保証しなければならない。人身又は財産の安全に危害を及ぼす恐れのある商品又はサービスについて、事業者は消費者に対して真実な説明及び明確な警告をしなければならず、且つ、商品の正確な使用方法又はサービスの正確な受け入れ方法及び危害防止の方法を説明または表示しなければならない」と定めている。これらの規定は「品質質量法」の規定と極めて類似するため、サービスについても、<sup>附</sup>製造物責任法における厳格責任が適用されると一部の学者は誤解している。

現代社会の分業化に伴い、サービス業の経済に占める割合は急速に伸びている。中国においても、医療、美容業、修理業などのサービス業における人身または財産被害は多発している。サービスの提供者に厳格責任の適用を求める声はこうした現実の反映である。しかし、サービスの様態は複雑であり、すべてのサービスに厳格責任を適用することは困難である。サービスは人の行為によって行われ、その「質」は工業化生産される「製品」のように均一化した規準によつて判断することができない。また、サービスは個別に行われるため、「欠陥」があつても、被害は大量に製造・販売される製品に比べ、比較的に小範囲に止まる。さらに、サービス業者と消費者の間に契約が存在するため、契約責任の適用も可能である。これらの理由から、サービスについては、製造物責任法の適用は困難であり、その必要もないと筆者は考える。

サービスの欠陥によつて生じた被害事故における消費者の立証責任を軽減するために、EUでは、人の健康、財産に被害を及ぼす危険性のあるサービス供給者の責任について、無過失の証明責任を供給者に転換する「サービス指令案」が一九九〇年に提案されたが、いまだに採択されていない。しかし、提案中の証明責任転換などの規定は

## 6 情報の扱い

書籍や雑誌などを通じて提供されている情報を「製品」として認めるべきかどうかについて、欧米及び日本では学説が分かれている。アメリカでは、航空地図の欠陥による航空機事故で、地図の製造者の厳格責任が認められた判例はあるが、キノコに関する記載に基づいて料理した原告が重病に陥った事件では、情報提供者の厳格責任が否定された判例もある。<sup>66)</sup> 「EC指令」では、書籍などの印刷物自身は製品に当たるが、その内容は製品でないと解釈されている。<sup>67)</sup> しかし、中国では、これら情報について厳格責任の適用を主張する学説が多数を占めている。<sup>68)</sup>

私見では、書籍や録音テープ、コンピュータソフトウェアが含まれるCD-ROMなどは物質的な製品であるため、「製品」に含まれるが、その内容は「無体物」であるため、製造過程の品質管理を強化する立法の趣旨から、「製品」に含まれないと解釈するのが合理的である。情報は無体物として、工業的に製造された物質的な製品と大きく異なっており、情報に「欠陥」があつても、その「欠陥」のある情報自体は直接損害を引起することはあり得ない。また、情報内容の誤りによる危険な「欠陥」が存在する場合、権威のある文献資料または実験によって、その提供者の過失の証明が比較的に容易なため、厳格責任を適用する必要性が薄い。さらに、情報の提供は実質上サービスの一種であり、情報の種類や提供の様態も大きく異なるため、契約責任に基づく解決が望ましいと思われる。もちろん、製品の取扱書などにおいて、製品の使用方法や性能に関する説明に誤りがある場合、指示または警告上の欠陥にあたり、厳格責任を適用することはできる。

## 第二節 欠陥の定義及び判断基準

### 一 要件としての欠陥の意義

伝統的な過失責任法理において、責任の要件は行為者の故意又は過失であり、製造物の欠陥は、製造者の過失を推認させる事由としてしか意味がなかった。そのため、被害者は損害賠償を請求する際に、製造物の欠陥によって損害を受けただけではなく、製造者がその欠陥の存在について「過失」があることも立証しなければならない。しかし、製造物が複雑になっている現代社会では、専門知識を持たない消費者が製造者の過失を証明することは極めて困難であるため、消費者の立証責任を軽減するために登場した厳格責任の要件は、主観的な過失から客観的な「欠陥」に変わったのである。

過失責任は行為者の主觀的な「故意また過失」に帰責性を求めるに対し、厳格責任は製造者の行為と切り離し、製品の「欠陥」という客観的な状態だけに着目する点はもつとも大きな特徴である。伝統的な過失責任の正当化の根拠は民法の基本原理の一つである自己責任の原則にあるに対し、製造物責任における厳格責任が採用された根拠は、損害を合理的に配分することにある。製品の製造者は製品の欠陥による被害発生のリスクを責任保険や製品価格を通して社会に分散できるため、欠陥製品事故による被害は被害者個人より、製造者に負担させる方が社会の公平に合致するという結論が導かれるのである。そのため、欠陥概念は現代製造物責任において最も重要な位置を占めており、その定義または認定基準も製造物責任制度の中心課題である。<sup>(49)</sup>

## 二 欠陥の定義

### 1 各国の製造物責任法における欠陥の定義

現代製造物責任において、製造物の「欠陥」は従来の「過失」に代わる基本的な責任要件として、厳格責任の最も重要な概念とされている。「欠陥」の定義またはその認定基準によって製造物責任法の性質及びその効果は大きく変わるものがあるため、欠陥を定義する際に、各国の経済現状や法政策など様々な要素を考慮しなければならない。

アメリカ第二次不法行為法リストメント四〇二一A条は、厳格責任の適用条件として、製品が「不相当に危険な欠陥状態」にあると定めており、その「不相当な危険」については「当該製品の性質について社会共通の知識を持つて製品を購入する普通の消費者の予想を超える程度の危険」と解釈している。<sup>(7)</sup>

「EC指令」六条は製品の欠陥について「人が当然に期待する安全性を備えない場合」と定義しながら、「製品の表示、製品が合理的に期待されるうる使用及び製品が流通に置かれた時期」も欠陥判断の考慮事情として設けている。日本の「製造物責任法」制定の過程において、欠陥定義の必要性及びその文言は、最も論議が集中した論点の一つであったが、結局、その二条は「欠陥とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係わる事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう」と定め、「EC指令」に沿った定義規定を設けた。これらの欠陥定義は、「合理的な安全性」の欠乏または「不相当な危険性」を有することにおいて共通している。

中国では製造物責任が初めて紹介されたとき、「defect」は「瑕疵」と訳されていた。しかし、中国民法において、

瑕疵とは物の品質が約定の規準又は通常の規準に達していないことを意味し、「不相当な危険性」を意味する「defect」と大きく異なるため、両者の混同は混乱をもたらした。その後、日本の「製造物責任要綱試案」の影響を受け、法律用語ではない「欠陥」（中国語の原文は「缺陷」である）という用語が定着した。しかし、製造物責任を最初に定めた「民法通則」では、「欠陥」ではなく、「瑕疵」に近い「品質不合格」という表現が用いられたため、製造物責任の性質に対する誤解を招いた。

## 2 中国「品質質量法」における欠陥の定義

「品質質量法」三四条は「本法において欠陥とは製品に人の生命、身体、欠陥產品以外の財産の安全に危害を及ぼすような不合理的な危険が存在することをいう。また、製品に関する人の生命、身体、健康、財産の安全を保護する國家規準、業界規準を有するものについては、その規準に適合しないことをいう」との定義規定を設けている。この定義規定の前半における「不合理的な危険」は、アメリカ法の「不相当な危険性」または「EC指令」の「社会一般が当然に期待する安全性」と類似するが、後半における行政上の強制規準の採用は中国の「欠陥」定義の大きな特徴である。

「品質質量法」が成立する前の中国の学説では、「品質不合格」を採用した「民法通則」の表現に対しても批判的な意見が大多数を占めており、「欠陥」を不合理的な危険性と定義するのが通説である<sup>42)</sup>。この通説の意見は一九九〇年九月の立法草案にも反映され、その四九条は「製品が予期される安全性を欠くために、人の生命、身体、財産に損害をもたらした場合、製品の生産者・販売者は法により賠償責任を負わなければならない」と定めていた。<sup>43)</sup>しかし、一九九二年一〇月に国務院の審査を終え、全人代常務委員会二八回会議に提出された草案では、欠陥の定義

はすでに現行規定のようになつた。<sup>74)</sup>

「産品質量法」における欠陥の定義規定は前半と後半に分かれ、二重基準になつた背景には、国の品質管理制度へのこだわりや製造物責任の性質に対する認識の違いは原因として考えられる。「産品質量法」の立法目的の一つは品質管理制度の強化であるため、製品の安全に関する国家規準及び業界規準を欠陥の判断基準に入れることによって、こうした行政規準の強化が期待されている。欠陥認定の規準に行政規準が加えられた背景に、企業団体または企業主管部門の働きがあつたかどうかは明らかではないが、産業界の自己保護意識と政府主管部門の品質管理制度を維持したいとの思惑がこの点において一致したこと間に違ひがない。また、この二重基準の規定は過失責任の逆襲とも考えられる。もともと、中国の一部の学者は、製造物責任が無過失責任ではなく、過失推定による「中間責任」であり、基本的には「過失責任」に属するとの意見がある。<sup>75)</sup> 製品は国の品質規準に合致しない場合、製造者の「過失」を推定できるため、過失責任説にも受け入れられやすい。

欠陥定義の二重基準に対し、学者の意見は賛否両論に分かれている。多くの学者は欠陥の定義規定に「行政規準」が取り入れられたことを批判し、欠陥の定義を「不合理的な危険性」に一本化することを訴えている。<sup>76)</sup> これに對し、一部の学者は、製品の欠陥を判断する際に、不確定な「不合理的な危険性」より、行政上の品質規準の方が客観的で、実用的な基準であると評価し、欠陥定義における行政規準の意義を認めている。<sup>77)</sup> また、この二つの基準を使い分けて、国または業界の強制基準が定められている製品について、その強制基準に基づいて欠陥を判断し、強制基準のない製品についてのみ、「不合理的な危険性」によつて欠陥を判断すると解釈する学者もいる。<sup>78)</sup>

確かに、製造物責任の厳格責任化を訴え続けた民法学者にとつて、「産品質量法」における欠陥定義の二重基準に不満があるのは理解できる。しかし、欠陥判断について、行政上の強制基準を考慮要素に入れたのは、中国の独

創ではない。一九七九年に公表されたアメリカ「統一製造物責任モデル法」一〇八条Aには、製造物が法律または行政規制の安全基準に合致した場合、欠陥がないものと推定できるとしており、判例実務においても、行政上の安全基準への合致は製品に欠陥が存在しない証拠として認められている。<sup>④⑤</sup> 中国の品質量法における欠陥判断の二重基準はこうしたアメリカ製造物責任法の影響を受けたことも立法関係者によつて明らかにされている。<sup>⑥</sup>

しかし、アメリカの「統一製造物責任モデル法」一〇八条Aは推定規定であるため、原告は製品に不合理的な危険性があることを立証できれば、その推定を覆すことができる。<sup>⑦</sup> また、アメリカ製造物責任改革の最新成果として、一九九七年に公布された第三次不法行為法リストメントでは、「統一製造物責任モデル法」の推定規定は再確認されたと同時に、「（安全基準に）適合していることは製品欠陥の認定を妨げるものではない」と明確に定められている。<sup>⑧</sup> これに対し、中国の品質量法では、強制基準への合致は欠陥の定義規定として採用されているため、アメリカの推定規定より強力な効果を持つている。

法律上又は行政上の強制基準の扱いについて、「EC指令」では、製品の欠陥は公的強制基準に合致させるために生じた場合に製造者は免責されるが、製品が公的強制基準に合致するだけでは、欠陥の不存在の証明にはならない。<sup>⑨</sup> 日本の製造物責任法において、行政上の安全規制と欠陥との関係が検討されたが、安全規制は欠陥判断の際の重要な考慮事情として認められる一方、両者の目的、意義の違いから、「安全基準に適合した製造物の事故についても、製造業者等に対し本法に係る損害賠償責任が認めるることはあり得る」と解釈されている。<sup>⑩</sup> また、日本では、行政上の安全基準の不備によって欠陥が生じた場合、製造者の責任以外に、国家賠償法に基づく請求も可能である。

中国の品質量法において、行政上の強制規準は「不合理的な危険性」と同時に「欠陥」の定義規定に取り入れられたことについて、立法関係者は「アメリカ法の認定方法を参考にしながら、中国の事情を考慮し、製品の欠陥

の認定を容易にするために強制規準を導入した」と説明している。<sup>(45)</sup>二つの基準の関係について、起草者は「製品が安全、衛生に関する国家、業界規準に合致しないことは、その製品に欠陥が存在することの証明であるが、製品が国、業界の規準に合致することは、製品に欠陥が存在しない証明にはならない。欠陥認定の核心は製品に不合理的な危険の有無である」と表明している。<sup>(46)</sup>しかし、二つの基準の内、国家強制規準の方が明確で、判断しやすい上、昔の「品質不合格」にも類似するため、判例実務では強制規準のある製品について、強制規準が唯一の基準とされ、「不合理的な危険性」の判断は怠られる傾向がある。<sup>(47)</sup>製品事故が発生した場合、裁判所は必ず製品の規格や強制規準などに基づいてその製品を検査し、規格から外れた製品については「欠陥」を認めるが、強制規準に合致した製品について、「不合理的な危険」を認めた判例は一件も見られない。そのため、「產品質量法」では、「民法通則」における「品質不合格」という表現は「欠陥」に改められたが、実務には何の変化も起きなかつた。

例えば、ホイールにヒビが入ったためトラックが転覆した事件で、「一審、二審とともに、販売者である被告は、品質が不合格のトラックを交付したため、買主に損害を与えた」として、販売者の賠償責任を認めた。<sup>(48)</sup>第二審裁判所の裁判官は判決の理由について、「產品質量法は民法通則と同様に、製品品質の不合格を製造物責任の前提としている。製品品質が不合格であることは、製造者又は販売者が法定の品質保持義務に違反した証明であり、過失である」と説明し、「製造物責任は実質上過失責任である」と付け加えた。<sup>(49)</sup>これは、製造物責任に対する裁判所の考え方を最も典型的に示したものと言えよう。

また、中国では、ガス瞬間湯沸かし器に関する国家の強制基準において、各地のガスの種類や圧力等の違いを理由に、不完全燃焼防止装置の取り付けが要求されていなかつた。<sup>(50)</sup>そのため、裁判実務では、不完全燃焼によつて大量に発生した一酸化炭素中毒事故について、製品が「國家の強制基準」に合致しているため、強制規準にない不完

全燃焼防止装置の欠如について「欠陥」として認めず、事故の原因は消費者の「誤使用」とされてきた。<sup>(19)</sup>

### 3 私見

中国において、国及び業界の強制基準は、製品の使用上最低限の安全性を確保するために作られたもので、製品の「合理的な安全性」を保証できるものではない。製品は強制基準をクリアしても、その強制基準自身の不備によつて、製品に不合理的な危険がある可能性は十分に考えられる。「产品质量法」における欠陥定義の二重基準について、正しく解釈し、その論理的な矛盾を解消しなければ、実務においても混乱が生じやすい。

中国では、国家賠償制度があるものの、その適用範囲は限られており、国が定めた製品の強制基準に問題があるても、国の賠償責任を追及することはできない。<sup>(20)</sup> この場合、もし製品の欠陥を認めなかつたら、被害者にとって救済の途が閉ざされることになる。<sup>(21)</sup> このような被害について、専門の賠償基金を設立して解決するとの意見もあるが、賠償基金が設立されるまでに、損害を消費者に負担させるより、損失を分散できる製造者に賠償責任を負わせる方が合理的と思われる。そのため、製品の欠陥を認める必要がある。

「产品质量法」における「欠陥」定義の二重基準という矛盾を解決するために、行政的な強制基準を欠陥の定義と切り離し、免責事由または推定規定として処理した方が法の整合性から望ましいが、法解釈によって、二重基準の論理上の矛盾を解消し、その有用性を活用することも可能である。

筆者は「製品が安全、衛生に関する国家、業界規準に合致しないことは、その製品に欠陥が存在することの証明であるが、製品が国、業界の規準に合致することは、製品に欠陥が存在しない証明にはならない」という立法起草者の解釈に同意する。しかし、論理的構成として、「不合理的な危険性」と「強制基準の違反」との二つの認定基

準は独立的かつ並行するものではなく、それらを独立基準と補充基準として捉えるべきであると考える。即ち、「不合理的な危険性」は欠陥認定の独立な基準として、あらゆる場合において最終的な認定基準であるのに対し、「強制基準の違反」は、製品に「不合理的な危険性」の有無を判断する際の補充的な基準にすぎない。国の強制基準でさえ合致しないことはその製品が「不合理的な危険性」を有する証明になり、それによつて事故が生じた場合、直ちに製品の欠陥を認定できる。これに対して、「強制基準の違反」は独立な欠陥判断基準ではなく、「不合理的な危険性」を認定する際の諸要素のひとつにすぎないため、製品が国及び業界の強制基準に合致しても、製品に欠陥が存在しない証明にはならない。製造者は製品が強制基準に合致したことをもつて、「欠陥」の不存在を主張することはできるが、それはあくまでも一応の推定であつて、被害者は製品に不合理的な危険性があること又は国の強制基準に不備があることを立証すれば、製品の欠陥を認定することができる。このように「強制基準」を運用すれば、「產品品質量法」における「欠陥」判定の一基準の矛盾が解消でき、被害者の救済にとつても有利である。

「不合理的な危険性」の判断には消費者の期待や製品の危険性と効用などいろいろ複雑な考量要素が含まれているため、その立証は被害者にとって容易ではない。それに比べ、強制基準は具体的な技術規格によつて構成されているため、製品が「強制基準」に合致しないことは証明されやすい。行政上の強制基準を「不合理的な危険性」の補充基準として採用することによつて、製品事故の被害者の立証責任を軽減することができる。アメリカの「統一製造物責任モデル法」では、製品が強制規準に合致することによつて欠陥不存在の推定がなされているが、中国の強制基準の不備を考えると、補充基準である「強制基準」の運用を被害者の立証責任の軽減に制限することは必要である。つまり、強制基準の違反によつて、欠陥を認定できるが、製造業者らによる「強制基準」に適合する証明は、欠陥判断の一要素として考慮されても、直ちに欠陥の不存在を推定することができないと解すべきである。

中国では、欠陥製品による消費者被害の対策として、人身事故が多発する製品に関する国家規準の改定作業は進んでおり、製品の安全性も少しずつ強化されている。国家規準の厳格化に伴い、消費者にとって、製品の欠陥を証明することも一段と容易になつた。例えば、一九九八年にガス瞬間湯沸かし器に関する新しい国家規準が実施され後、市場検査で九〇%を超える当該製品の合格率は、三七・七%までに下がつた。<sup>⑨2</sup> また、ビール瓶の爆発による人身被害の防止策として、一九九九年四月から実施されたビールびんに関する新国家規準では、瓶の強度が強化されたほか使用期限も追加された。<sup>⑨3</sup> このように、「不合理的な危険性」と「国<sup>⑨4</sup>の強制基準の違反」とをそれぞれ「欠陥」判断の「独立基準」または「補充基準」として使い分けることは、被害者の救済にとって非常に重要である。

## 注

- (1) 日本「製造物責任法」二条。
- (2) アメリカ第二次不法行為法リストメント四〇二A条。
- (3) 蒋大興「試論我国產品責任法的完善」「中國商業法制」一九九七年八号四頁。
- (4) 全国人大常務委員会法制工作委員会経済法室・国家技術監督局政策法規司編『產品質量法実用指南』（中国民主法制出版社、一九九四）六頁。
- (5) 僮柔ほか「中國民法学・民法総則」（中国平安大学出版社、一九九二）一九八頁。
- (6) 「民法通則」において、八三条隣地立入権規定のほかに、一四四条及び一四九条「涉外民事関係の法律適用」に関する規定には「不動産」という用語が使われているが、「動産」という言葉は一四九条以外に使われていない。個人の財産所有権の範囲を定めた七五条は、動産と不動産の代わりに、「収入、建物、貯蓄、生活用品、文物、図書資料、林木、家畜など」と列挙

方 式 を 採 用 し て い る。

- (7) 同法二条は「建築工程については本法を適用しない」と定めている。
- (8) 中国において、八〇年代を通して、民法と経済法の関係について大きな論争があった。そのために、多くの経済法には民法の基本制度、法律用語が採用されなかつた。王家福『現代中國民法論』（法律文化社、一九九一）十二頁。
- (9) 前掲注(3)中国商業法制五頁。
- (10) 「EC指令」二条の製品範囲には電気が含まれており、アメリカ第二次不法行為法リストメント四〇二一A条、第三次不法行為法リストメント一九条においても、電気や不動産は製造物に含まれている。
- (11) 未加工農産物に厳格責任を認めたのは、一九八九年の「ルクセンブルク製造物責任法」、一九九八年のフランスの「製造物責任に関する民法改正」のほか、ノルウェー、フィンランドアイスランド及びスウェーデンなどの「製造物責任法」がある。
- フランスの立法については、後藤巻則「フランスにおける製造物責任法の成立」ジユリスト一一三八号七二頁参照。その他について、加藤雅信編『製造物責任法総覧』（商事法務研究会、一九九四）二八一頁参照。
- (12) 通商産業省政策局消費者経済課編『製造物責任法の解説』（通商産業調査会、一九九四）六六頁。
- (13) 第二次不法行為法リストメント四〇二一A条、第三次不法行為法リストメント一九条。
- (14) 前掲注(4)実用指南六頁。
- (15) 前掲注(4)実用指南二七一頁。
- (16) 前掲注(12)製造物責任法の解説七〇頁。
- (17) 楊李ほか『生産者、經營者、消費者權益法律保護案例精析』（中国政法大学出版社、一九九六）二二二頁。
- (18) 前掲注(17)案例精析二二頁、張思前ほか『產品質量一百案例精析』（中国政法大学出版社、一九九四）三三二頁。
- (19) 「判例研究—經營者対消費者応負什麼樣的產品責任」『政治と法律』一九九七年四号五六頁。

### 中国製造物責任の研究（三）（洪）

- (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20)
- 品、血清ワクチン、血液製剤及び診断薬品が含まれる」と明記している。
- 「中華人民共和国薬品管理法」五七条は、「(薬品には)漢方薬材、化学原薬及びその製剤、抗生物質、生物薬品、放射線薬
- で、一審判決は、病院側が採血の際にC型肝炎ウイルスの検査を怠ったとして、病院側の過失責任を認めた。最高人民法院応用法学研究所編集『人民法院案例選』一九九七年一号（人民法院出版社、一九九七）一〇一頁。
- 手術中に輸血を受けた患者が退院後間もなくC型肝炎に感染したことが判明し、その患者が病院に損害賠償を求めた訴訟
- 田衛紅ほか「产品法律概念初探」『政法論壇』一九九六年二号七三頁、陳蘭蘭「論我国产品責任立法的完善」『山東法学』一九九七年三号四四頁。
- 中国で最初に認定されたエイズ感染者の大部分は輸入血液製剤の使用によるものである。
- 前掲注(12)製造物責任法の解説七一頁。
- 前掲注(12)案例精析二四頁。
- 手嶋豊「血液製剤によるエイズウイルス感染責任の所在」龍谷大学社会科学年報一八号（一九八八）二八頁参照。
- 「一九九六年製造物責任改革法」一〇一条一四項「製品」（B）に関する規定では「治療又は医療の目的に使用される人体組織、器官、血液及び血液製剤」が「製品」の範囲から除外されている。
- 浦川道太郎「EC指令に対する注釈」小林秀之編『新製造物責任法大系I（海外編）』（弘文堂、一九九八）三〇八頁参照。
- 前掲注(12)製造物責任法の解説七一頁。
- 前掲注(12)製造物責任法の解説一〇六頁。
- 前掲注(12)政治と法律五六頁。

- (34) 前掲注(4)実用指南六頁。
- (35) 前掲注(29)人民法院案例選一九九六年二号一〇六頁。
- (36) 陳秋蘭ほか『品質量法案例評析与実務』(經濟日報出版社、一九九四)一四七頁。
- (37) 「中華人民共和国契約法」一七〇条、一七一条。
- (38) 李文学「生産者産品責任免除的幾個問題」『法学天地』一九九六年三号六頁、朱克鵬ほか「論我国産品責任的構成要件及其完善」『深セン大学学報』一九九五年四号四〇頁。
- (39) 不動産を製品に含まれる立法提案として、東京弁護士会の「製造物責任法試案」、日本弁護士連合会の「製造物責任法要綱」、日本共産党「製造物責任法」、PL立法研究会「立法提案・製造物責任法」がある。
- (40) 前掲注(2)製造物責任法の解説六八頁。
- (41) 前掲注(1)製造物責任総覽二六頁。
- (42) 安田総合研究所『製造物責任』(有斐閣、一九八九)五六頁以下参照。
- (43) 「統一製造物責任モデル法」一〇二条(A)の販売者の定義規定には、大量に建築された住宅の販売者が含まれている。また、第三次不法行為法リストメント一九条の製品定義においても、不動産について「その供給や使用の関係が：個人的な有体物の供給や使用に極めて類似している場合は、製品である」と条件付きの厳格責任適用を認めた。
- (44) 產品質量法審議用草案二条では「本法において、產品は工業產品、農業產品及び建築工事產品を含む」と定めている。
- (45) 前掲注(4)実用指南二七一頁。
- (46) 王飛「產品和欠陷的法律內涵探討」『上海法学研究』一九九六年二号一四頁、劉文奇『產品責任法律制度比較研究』(法律出版社、一九九七)一三五頁。
- (47) 「民法通則」一二六条は「建築物又は他の施設及び建築物上に置かれたものや付着したものは、倒壊又は脱落によつて、

### 中国製造物責任の研究（三）（洪）

- 他人に損害をもたらした場合、その所有者または管理者は民事責任を負わなければならない。但し、自分には過失がないことを証明できる場合はその限りではない」と定めている。
- (48) 第二次不法行為法リストメント四〇二A条注釈4、「EC指令」三條一項。
- (49) 前掲注(12)製造物責任法の解説六八頁。
- (50) 前掲注(4)実用指南六頁。
- (51) 中国人民大学法学院編集『中国審判案例要覽』（中国公安大学出版社、一九九五）八一四頁。
- (52) 被害者はエレベーターの中に荷物を残したまま、エレベーターを七階に停止させ、その電源を切った。その後、被害者はエレベーターに戻る時、照明がなかったため六階を七階と勘違い、手でエレベーターの扉を開け、墜落死した。建物の所有者はエレベータの扉の故障を知りながら修理を怠っていたため、責任が認められた。前掲注(17)案例精析四〇二頁。
- (53) 「中国質量万里行」インターネット版一九九八年六月号。
- (54) 前掲注(12)解説六六頁。
- (55) 「一九九六年製造物責任改革法」一〇一条一四項B。
- (56) 升田純「詳解製造物責任法」（商事法務研究会、一九九七）二四一頁。
- (57) 前掲注(38)深セン大学学報四〇頁、前掲注(46)上海法学研究二四頁。
- (58) 前掲注(46)產品責任法比較研究一三八頁。
- (59) 「住民ユーヤー家電製品毀損処理弁法」の六条は「電力会社が住民ユーヤーの家電製品の毀損は不可抗力、第三者責任または被害者自身の過失或いは製品の品質瑕疵などによるものであることを立証できれば、賠償責任を免れることができる」と定めている。
- (60) 「住民用戸家電製品毀損処理弁法」七条。

- (61) 「ブラジル消費者保護法」一四条は「役務の供給者は、過失が存在するか否かに問わらず、役務の提供に関する欠陥並びに役務の享受及び危険に関する不十分又は不適切な情報によつて、消費者に生じた損害について賠償責任を負う」と定めている。
- 資料の出所は法務大臣官房司法法制調査部編『諸外国における製造物責任法』(法曹会、一九九二) 一七一頁による。
- (62) 「EC 指令」の前文を参照。
- (63) 第三次不法行為法リストメント一九条「製品」の定義は「役務はたゞ商業的に提供された場合でも、製品ではない」と定めている。
- (64) 国家技術監督局政策法規司「質量立法情況反映」一九八九年五号三頁。
- (65) 吳景明「消費者權益保護法」(中国政法大学出版社、一九九五)一一七頁。
- (66) 前掲注(25)新製造物責任大系海外編五三頁。
- (67) 前掲注(25)新製造物責任大系海外編三二二三頁。
- (68) 江寄鴻「產品責任中產品概念發展的法律分析」『上海法学研究』一九九七年一号二四頁、前掲注(28)政法論壇七三頁、前掲注(3)中国商業法制五頁。
- (69) Escota v. Coca Cola Bottling Co. of Fresno, 150 P.2d 436 (Cal.1944) 事件において、Traynor 判事は「のように厳格責任の根拠を説明している。
- (70) 第一次不法行為法リストメント四〇二一A条のコメント。
- (71) 平成五年十二月に公表された国民生活審議会消費者政策部会の「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済のあり方について」を参照。
- (72) 梁慧星「論產品製造者・販売者の嚴格責任」『法学研究』一九九〇年五号六七頁、王利明「民法・侵权行為法」(中国人民大学出版社、一九九三) 四二六頁。

### 中国製造物責任の研究（三）（洪）

- (73) 「產品質量法（審査用草案）」四九条。
- (74) 全人代法律委員会「中華人民共和国產品質量法（草案）についての審議結果の報告」について、前掲注<sup>(4)</sup>実用指南一〇四頁参照。
- (75) 前掲注<sup>(73)</sup>侵权行為法四二三頁。
- (76) 前掲注<sup>(46)</sup>上海法学研究二五頁、蔡志良「試論我國產品責任法的完善」『中国商業法制』一九九六年四号四頁、前掲注<sup>(28)</sup>山東法学四六頁。
- (77) 前掲注<sup>(73)</sup>侵权行為法四二七頁、前掲注<sup>(5)</sup>深セン大学学報四一頁。
- (78) 石彗栄「產品缺陷研究」『法学雑誌』一九九六年四号二六頁。
- (79) 自動車のエアバッグの未装備に関する事案で、国家交通自動車安全法に違反しない」とを理由に欠陥として認められなかつた。Baird v. General Motors Corp. 654 F. Supp. 28 (N. D. Ohio 1986).
- (80) 法案の起草者は欠陥の定義に安全基準を採用した理由について、アメリカ法の影響及び中国の実情を挙げている。前掲注<sup>(4)</sup>実用指南三三九頁。
- (81) アメリカ一部の州において、製造者の安全基準への遵守は欠陥がないという反証として認められている。安田総合研究所『製造物責任』（有斐閣、一九八九）九七頁参照。
- (82) 第三次不法行為法リストメント第四条b。
- (83) 「EC指令」七条のd。
- (84) 前掲注<sup>(12)</sup>解説一〇一頁。
- (85) 前掲注<sup>(4)</sup>実用指南三三一八頁。
- (86) 前掲注<sup>(4)</sup>実用指南二七四頁。

(87) 前掲注(29)『人民法院案例選』一九九六年四号五八頁。

(88) 一九九八年にガス瞬間湯沸器に関する国家規準が改正され、不完全燃焼防止装置の取り付けは義務化された。

(89) キッチン内に取り付けられたガス瞬間湯沸器を使ってシャワーを浴びた際、キッチンのドアが開いたため、排気ガスの一酸化炭素が室内に充満し、浴室及び寝室にいた被害者家族三人が死亡した事故で、消費者の誤用が事故原因と認定され、製造者は責任を負わなかつた。呉敬全『上帝在憤怒－消費者被害実録』（接力出版社、一九九三）一九三頁。

(90) 中国の国家賠償法の賠償範囲は具体的な行政行為に限られており、強制規準の不備など制度上の問題による損害は賠償範囲に含まれていない。「中華人民共和国国家賠償法」三条、四条を参照。

(91) 前掲注(79)法学雑誌二七頁。

(92) 一九八九年から一九九一年まで三年間の抜き取り検査で、当該製品の合格率は九六%を超えた。前掲注(90)消費者被害実録一九一頁。

(93) 『中国質量万里行』インターネット版一九九八年三号。

(94) 『人民日報』一九九九年六月四日。